告　　示

○近畿地方整備局告示第二百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二日

その関係図面は、平成二十三年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

九　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

号　福知山市三和町千束小字清水四一番二から同市三和町寺尾小字権現七八〇番一まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

太平洋広域漁業調整委員会指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年十一月十五日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田畢灯台に至る直線

イ　東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2)　「きんめだい底刺し網漁業」　動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（漁業法第六十五条若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条の規定に基づく規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業又は漁業権若しくは入漁権に基づいて営む漁業を除く。）

2　操業の承認

規制海域において平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5　漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

6　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年十一月十五日から平成二十四年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号			
漁業者	住所		
	氏名又は名称		
船舶	船名		総トン数
	漁船登録番号		使用権の種類
漁業根拠地			
操業承認期間	年　月　日から　年　月　日まで		
年　月　日			

太平洋広域漁業調整委員会会長　印

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

(1)　〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

(2)　大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。

(3)　文字及び数字は黒色とする。

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４０８号

兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番６－404号
債務者　クーブ・ド・フーダンこと　福井　智也

1　決定年月日時　平成23年11月17日午後1時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩月　哲也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年2月9日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成24年1月19日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２７号

神戸市西区押部谷町木幡30番地の1　グランドシャトー木幡205号、旧住所神戸市西区桜が丘東町5丁目11番地の8
債務者　山本　明人

1　決定年月日時　平成23年11月17日午後4時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　種谷有希子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年2月7日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成24年1月19日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係